

国家公務員 退職特例制度

スタートアップ
企業の皆様へ



国家公務員
の皆様へ

国家公務員を
採用しませんか？

退職特例
制度を
活用して

スタートアップ企業で
挑戦してみませんか？

国家戦略特区では、スタートアップ企業の人材確保支援のため、国家公務員から企業への転職を促進する制度を設けています。

退職特例制度とは…

国家公務員（勤続3年以上）が創業支援の目的で、スタートアップ企業（創業から5年以内）に転職した場合、転職後3年以内に国家公務員として再採用されると、**最終退職時の退職手当**の算定に係る**勤続年数を、退職前の国家公務員の期間と通算**することができる制度です。

退職特例制度を活用可能な特区自治体は以下のとおり（2025年1月現在）

仙台市・つくば市・広島県・今治市・北九州市・福岡市

他の特区自治体も、区域計画において退職特例制度の認定をされた場合、本特例の活用が可能です。

制度 活用例

例えば、転職後3年以内に国家公務員に再採用された場合

国家公務員（勤続年数
10年）

転職

スタートアップ企業

3年以内に
再採用

国家公務員（勤続年数
15年）

最終退職

勤続年数**25年**
（通常は15年）

スタートアップ企業のメリット

- 創業期における**人材確保**
- 国家公務員として培った**経験・スキル**を活用
- 補助金の申請等の**行政対応**が安心
- 社会課題に知見のある**即戦力**として採用



国家公務員のメリット

- スタートアップ企業を通じ**社会課題解決に挑戦**
- **企業の視点**が身につき政策に生かせる
- 多様な企業などの**人的ネットワーク**が広がる
- 転職後**3年以内の復職**で国家公務員の**勤続年数を通算**



内閣府

内閣府地方創生推進事務局

住所：東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階
電話：03-5510-2467 E-mail：taishokutokurei@cao.go.jp

詳細は
こちらから

